

感染警戒レベルの基準の修正について

令和2年11月12日
新型コロナウイルス感染症対策室

○修正のポイント

① 圏域の基準に「直近1週間の新規感染者数」を追加

圏域の感染警戒レベルを判断するための基準に、感染リスクの高い事例の発生以外に、直近1週間の新規感染者数をレベルごとに設定します。

② 全県の基準の「直近1週間の新規感染者数」の目安を変更

第2波の状況や入院措置の見直しにより、医療提供体制への負荷が一定程度軽減されていることを踏まえ、適切な数値に変更します。

レベル	圏域の基準	全県の基準
1	—	—
2	人口10万人当たり2.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者4人以上	人口10万人当たり1.0人以上
3	人口10万人当たり5.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者8人以上	人口10万人当たり2.5人以上
4	人口10万人当たり10.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者16人以上	人口10万人当たり5.0人以上
5	人口10万人当たり概ね20.0人以上 人口10万人以下の圏域に おいては感染者概ね31人以上	人口10万人当たり概ね10.0人以上

○修正の理由

- ・ 第2波の状況（重症者が少ない）や、入院措置の見直しに伴い、感染者のうち、宿泊療養・自宅療養に移行する者の割合が増えたこと等により、医療提供体制への負荷が軽減されたこと
- ・ 医療提供・検査体制が充実したため、一定程度感染者が増加した場合も受け入れることができる状況になっていること
- ・ 第2波では、特定圏域での感染が顕著に拡大するケースが主であり、圏域の基準を整備する必要があること
- ・ 感染防止対策と社会経済活動との両立のため、より実態に即した感染防止対策を行う必要があること

○適用日

令和2年11月12日（木）から